

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月26日（火）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員 (4人)	高檍地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

4. 欠席委員 (1人) 9番 大仲香織

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那
河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 6号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に
による農用地区域の変更の意見について（再審議）

報告第 2号 耕作証明書の発行について

報告第 3号 非農地証明書の訂正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也
書記 池上美紗子

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成31年2月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日、大仲香織委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、10名中9名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、2番 山本光雄委員、3番 日下正人委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第1号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案6件でございます。議案第5号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成31年2月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が1件で、再設定の計画が5件で、面積は、7,657 m²です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さん
です。土地の所在地については、[REDACTED]189番1、現況 田、396 m²、
[REDACTED]189番2、現況 田、925 m²、[REDACTED]4番3、現況 田、3
96 m²で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり米87.4
kgの物納であり、3筆で米5俵になります。始期は平成31年3月1日から終期は平成34年2月28日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

場所は私が説明します。朝宮神社を神山方面に行って、左に降りていって曲がり角の所に4-3があります。それから上に行って右斜めに入つて行く

道があり、その左側に189-1、189-2があります。■さんは農業されていないので、■さんが10年以上借りてやっています。夏場は米作って、今は菜の花を作っています。4-3は、前は米作ってたけど今は夏は甘長。冬はほうれん草作っています。耕作してますので問題ないと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■98番、現況 田、634m²、■114番、現況 田、688m²で、利用目的は水稻です。始期は平成31年3月1日から終期は平成36年2月28日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 場所は、根郷の集会所通つて橋を右にまがって川沿いを走って、■さんが出来ないという事で、■さんに貸すようになりました。息子さんがメインであることになりました。問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

14番 息子さんがするというなら、■さんがというと気になりますが。

3番 田んぼも息子さんがほとんどしています。

議長 息子さんはまだ60歳きてないぐらいです。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号3についてですが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。

(■ 委員 退室)

整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■10番、現況 田、1,114m²、利用目的は水稻です。始期は平成31年3月1日から終期は平成36年2月28日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 場所は、徳島市内の方に向かって三叉路を右に下りますと、寺谷小松島方面に向かいます。これを走って行くと落合橋があります。この橋を渡って1キロメートル前方に菅沢大橋が見えてきます。この橋をすぐ下に降りる農道があります。4筆目、つまり5つめの水田が耕作地になっています。今はポンプになっていまして、同じ場所で前後の田んぼ約10軒、地元地主さんより土地を借りまして水稻を作っています。

一方、貸付ています地主さんは、大正元年生まれの方で数年前にお亡くなりになられたと伺っております。詳しいことは、農業委員さんが同席されておりますので補足がありましたら追加をお願いいたします。借地料は0円になっております。耕作して欲しいという事でやっておりますけれど、電気代並びに修理費は当然、耕作管理者負担になってきておりますのでよろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

14番 ここまで水来ませんか。

11番 水の問題あるわけですけれども、2年か3年に一回ぐらいしか水は来ません。地図ではちょっと分かりにくいとは思いますが、園瀬川との合流点になっておりままで嵯峨川がこの水にかかるので、次に説明する所の本線ではございませんので、嵯峨川の分流ですので、これで浸かったら下の方はもっと大きな被害が出ます。

2年前に菅沢大橋が浸かったということですが、河川改良も進んでおりますので問題無いかなと思います。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。

([] 委員入室)

続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[] さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[] さんです。土地の所在地については、[] 37番1、現況 田、445m²、[] 38番1、現況 田、940m²、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり7,000円です。始期は平成31年3月1日から終期は平成33年2月28日の2年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

- 補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。
- 11番 集落、寺谷ではなくて尾境になります。
- 先程の報告で、落合橋を渡りましたが、これは橋を渡る手前に農道があります。川に添って1キロぐらい走ったら突き当たります。山側の方バックして600m手前で現地にたどり着きます。通称この所は下野用水という事で、地主は20名で構成されていますが、現在耕作している方が9~11人くらいです。面積は3町分水田があります。昔ながらのこの用水は配水路で、ポンプではありません。この土地は中山間の加入している土地で放棄地には出来ませんので、耕作していた方が3年前に急死しまして、代わって耕作してくれる方を探しました所2年前に地元の方がみつかり、してもらっていましたがその方も体調を崩しまして、今では元気になっていますが、2年間という短い期間になっています。よろしくお願ひします。このすぐ近くに土地を持っている農業委員さんが居ますので、何かありましたら補足をお願いします。
- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
■さんの所だけですか。
- 11番 一番下でされている方で、すぐ前に自分の水田があったわけですが国道438号線にかかりまして、少し残っている。機械はそろっていますので2年間だけ中山間でやってもらえないかと頼まれてやっていましたが、去年体調崩しまして。今は元気にやっています。
- 議長 借地?と自営になっていますけど、関係無いですか。
- 事務局 更新なので、前通ってるから大丈夫だろうと思います。
- 自分の土地なのか、永小作権?でかりてる土地なのか。
- 11番 実は、妹さんがこちらに居てやっていましたが、旦那さんが急死されましたのでややこしくなってしまったという所です。
- 事務局 10アールあたり7,000円。確認しておきます。
- 議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号5の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■16番1、現況 畑、1,088m²、利用目的はキウイフルーツです。始期は平成31年3月1日から終期は平成36年2月28日の5年契約です。借賃は、前回が10aあたり22,000円でしたが、今回から無償となっております。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

5 番 再設定という事で場所の説明しておきます。■ 16-1は左に丸田集会所です。県道の下が■さんの家です。県道から嵯峨川にむかってキウイの棚が見えると思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました
続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用
権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さん
です。土地の所在地については、■ 91番5、現況畠、1, 0
31m²、利用目的は花卉です。始期は平成31年3月1日から終期は平成3
6年2月28日の5年契約です。借賃は、前回が10aあたり2.2, 308
円でしたが、今回から無償となっております。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

6 番 再設定です。場所は、大宮神社の対岸です。下に御間津神社をぐるっとま
わって道がみえると思いますが、この道のてっぺん辺り、御間津神社の裏に
私の倉庫があります。■さんの所に降りて行く道があります。途中まで車
は通れます。■ 91-5右側にハウスが見えます。地図では分かりにく
くいですけど御間津神社から行った所にあります。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号6について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号6は原案のとおり決定いたしました
次に、議案第6号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規
定による農用地区域の変更の意見について」を、議案に供します。

事務局より、議案第6号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。今回は、前回の1月総会にて、佐那河
内村長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農
用地区域の変更の意見を求められていた中で、保留となっていた案件の再審
議となっております。整理番号1の土地所有者及び転用者の住所、氏名は、
■さんです。除外する字、地番は、■
■ 53番1、現況田、除外理由は太陽光パネルの設置をするためで、除外
後は転用の申請を予定しています。前回は、太陽光パネルの設置にあたり、
実現の可能性についてもう一度確認すべきとの意見がありましたので、今回

は再生可能エネルギーの電力受給契約申込書の写しと、近隣住民への同意を得た旨の一筆書きを添付書類としてご提出頂き、本人の太陽光パネル設置の意思確認をおこなっております。今回、農振農用地除外にかかる5要件は全て満たしていると考えます。以上です。

- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。
- 2番 実施の意志はあるということで、同意をいただく前に、もし反対があったとしても出来るだけするという事で、目的の達成ということでは問題無いと思います。
- 議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。
- 事務局 耕作証明書の発行が1件、非農地証明書の訂正が1件ありましたので、ご連絡します。
耕作証明書の申請者の住所・氏名は [REDACTED]
[REDACTED]さんです。平成31年2月21日付で申請が有り、同日付で事務局長専決により耕作証明書を発行しております。
非農地証明書の訂正につきましては、申請者 [REDACTED]
[REDACTED]さんで、土地の所在は [REDACTED] 48番1、登記地目 畑、56m²です。
前回の1月総会で承認されました非農地証明願の現況地目につきまして、申請及び証明では現況雑種地となっておりましたが、法務局への申請の結果、現況は山林が適当であるということであり、現地も確認済でしたので、事務局長専決により書類を訂正し、再発行しております。以上です。
- 議長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。
(発言なし)
- 議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成31年2月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 國原 和彦

佐那河内村農業委員会委員 長江 操